

頁	新	旧	変更内容
	<p><b>1. 1. 5 日数の解釈</b></p> <p>契約書類において使用する契約工期及びその他の日数は、契約書第 1 条第 9 項によるものとし、すべて暦日で示され、<u>土曜日</u>、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<p><b>1. 1. 5 日数の解釈</b></p> <p>契約書類において使用する契約工期及びその他の日数は、契約書第 1 条第 9 項によるものとし、すべて暦日で示され、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>
<p>新:4 旧:4</p>	<p><b>1. 1. 6 尊主すべき法令等</b></p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p><u>(1)会計法</u> (平成 18 年 6 月改正 法律第 53 号)</p> <p><u>(2)建設業法</u> (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p><u>(3)下請代金支払遅延等防止法</u> (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p><u>(4)労働基準法</u> (平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号)</p> <p><u>(5)労働安全衛生法</u> (平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)</p> <p><u>(6)作業環境測定法</u> (平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)</p> <p><u>(7)じん肺法</u> (平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号)</p> <p><u>(8)雇用保険法</u> (平成 28 年 6 月改正 法律第 63 号)</p> <p><u>(9)労働者災害補償保険法</u> (平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号)</p> <p><u>(10)健康保険法</u> (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)</p> <p><u>(11)中小企業退職金共済法</u> (平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p><u>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律</u> (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</p> <p><u>(13)出入国管理及び難民認定法</u> (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)</p> <p><u>(14)道路法</u> (平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号)</p> <p><u>(15)道路交通法</u> (平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号)</p> <p><u>(16)道路運送法</u> (平成 28 年 12 月改正 法律第 106 号)</p> <p><u>(17)道路運送車両法</u> (平成 28 年 11 月改正 法律第 86 号)</p> <p><u>(18)砂防法</u> (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p> <p><u>(19)地すべり等防止法</u> (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p><u>(20)河川法</u> (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)</p> <p><u>(21)海岸法</u> (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p><u>(22)港湾法</u> (平成 28 年 5 月改正 法律第 45 号)</p> <p><u>(23)港則法</u> (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)</p> <p><u>(24)漁港漁場整備法</u> (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p><u>(25)下水道法</u> (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)</p> <p><u>(26)航空法</u> (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</p> <p><u>(27)公有水面埋立法</u> (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p><u>(28)軌道法</u> (平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号)</p> <p><u>(29)森林法</u> (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</p> <p><u>(30)環境基本法</u> (平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号)</p> <p><u>(31)火薬類取締法</u> (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)</p> <p><u>(32)大気汚染防止法</u> (平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号)</p> <p><u>(33)騒音規制法</u> (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p>	<p><b>1. 1. 6 尊主すべき法令等</b></p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p><del>(1)建設業法</del> (昭和 24 年 法律第 100 号)</p> <p><del>(2)下請代金支払遅延等防止法</del> (昭和 31 年 法律第 120 号)</p> <p><del>(3)労働基準法</del> (昭和 22 年 法律第 49 号)</p> <p><del>(4)労働安全衛生法</del> (昭和 47 年 法律第 57 号)</p> <p><del>(5)職業安定法</del> (昭和 22 年 法律第 141 号)</p> <p><del>(6)作業環境測定法</del> (昭和 50 年 法律第 28 号)</p> <p><del>(7)じん肺法</del> (昭和 35 年 法律第 30 号)</p> <p><del>(8)建設労働者の雇用の改善等に関する法律</del> (昭和 51 年 法律第 33 号)</p> <p><del>(9)出入国管理及び難民認定法</del> (平成 3 年 法律第 94 号)</p> <p><del>(10)道路法</del> (昭和 27 年 法律第 180 号)</p> <p><del>(11)道路交通法</del> (昭和 35 年 法律第 105 号)</p> <p><del>(12)道路運送法</del> (昭和 26 年 法律第 183 号)</p> <p><del>(13)道路運送車両法</del> (昭和 26 年 法律第 185 号)</p> <p><del>(14)砂防法</del> (明治 30 年 法律第 29 号)</p> <p><del>(15)地すべり等防止法</del> (昭和 33 年 法律第 30 号)</p> <p><del>(16)河川法</del> (昭和 39 年 法律第 167 号)</p> <p><del>(17)海岸法</del> (昭和 31 年 法律第 101 号)</p> <p><del>(18)港湾法</del> (昭和 25 年 法律第 218 号)</p> <p><del>(19)港則法</del> (昭和 23 年 法律第 174 号)</p> <p><del>(20)漁港漁場整備法</del> (昭和 25 年 法律第 137 号)</p> <p><del>(21)下水道法</del> (昭和 33 年 法律第 79 号)</p> <p><del>(22)航空法</del> (昭和 27 年 法律第 231 号)</p> <p><del>(23)公有水面埋立法</del> (大正 10 年 法律第 57 号)</p> <p><del>(24)軌道法</del> (大正 10 年 法律第 76 号)</p> <p><del>(25)森林法</del> (昭和 26 年 法律第 249 号)</p> <p><del>(26)環境基本法</del> (平成 5 年 法律第 91 号)</p> <p><del>(27)火薬類取締法</del> (昭和 25 年 法律第 149 号)</p> <p><del>(28)大気汚染防止法</del> (昭和 43 年 法律第 97 号)</p> <p><del>(29)騒音規制法</del> (昭和 43 年 法律第 98 号)</p> <p><del>(30)水質汚濁防止法</del> (昭和 45 年 法律第 138 号)</p> <p><del>(31)湖沼水質保全特別措置法</del> (昭和 59 年 法律第 61 号)</p> <p><del>(32)振動規制法</del> (昭和 51 年 法律第 64 号)</p> <p><del>(33)廃棄物の処理及び清掃に関する法律</del></p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新	旧	変更内容
	(34)水質汚濁防止法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)	<del>(昭和 45 年 法律第 137 号)</del>	
	(35)湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	<del>(34)資質の有効な利用の促進に関する法律</del>	
	(36)振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	<del>(平成 3 年 法律第 48 号)</del>	
	(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 27 年 7 月改正 法律第 58 号)	<del>(35)文化財保護法 (昭和 25 年 法律第 214 号)</del>	
	(38)文化財保護法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	<del>(36)砂利採取法 (昭和 43 年 法律第 74 号)</del>	
	(39)砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	<del>(37)電気事業法 (昭和 39 年 法律第 170 号)</del>	
	(40)電気事業法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 59 号)	<del>(38)消防法 (昭和 23 年 法律第 186 号)</del>	
	(41)消防法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	<del>(39)測量法 (昭和 24 年 法律第 188 号)</del>	
	(42)測量法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)	<del>(40)建築基準法 (昭和 25 年 法律第 201 号)</del>	
	(43)建築基準法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号)	<del>(41)雇用保険法 (昭和 49 年 法律第 116 号)</del>	
	(44)都市公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	<del>(42)労働者災害補償保険法 (昭和 22 年 法律第 50 号)</del>	
	(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)	<del>(43)健康保険法 (昭和 11 年 法律第 70 号)</del>	
	(46)土壌汚染対策法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	<del>(44)中小企業退職金共済法 (昭和 34 年 法律第 160 号)</del>	
	(47)駐車場法 (平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号)	<del>(45)酸素欠乏症等防止規制 (昭和 47 年 労働省令 42 号)</del>	
	(48)海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)	<del>(46)高圧ガス取締法 (昭和 26 年 法律第 204 号)</del>	
	(49)海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)	<del>(47)ガス事業法 (昭和 29 年 法律第 51 号)</del>	
	(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 73 号)	<del>(48)水道法 (昭和 32 年 法律第 177 号)</del>	
	(51)船員法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	<del>(49)都市公園法 (昭和 31 年 法律第 79 号)</del>	
	(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	<del>(50)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律法 (平成 12 年 法律第 104 号)</del>	
	(53)船舶安全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	<del>(51)駐車場法 (昭和 32 年 法律第 106 号)</del>	
	(54)自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	<del>(52)個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 法律第 57 号)</del>	
	(55)自然公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	<del>(53)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年 法律第 18 号)</del>	
	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	<del>(54)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年 法律第 127 号)</del>	
	(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)	<del>(55)騒音障害防止のためのガイドライン (平成 4 年 10 月)</del>	
	(58)河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)	<del>(56)手すり先行工法に関するガイドライン (平成 21 年 4 月)</del>	
	(59)技術士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	<del>(57)その他の関係法令等</del>	
	(60)漁業法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)	<del>(58)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年 法律第 100 号)</del>	
	(61)空港法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)	2 受注者は、法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	
	(62)計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	3 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。	
	(63)厚生年金保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)		
	(64)航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)		
	(65)資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)		
	(66)最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)		
	(67)職業安定法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)		
	(68)所得税法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)		
	(69)水産資源保護法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号)		
	(70)船員保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)		
	(71)著作権法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)		
	(72)電波法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)		
	(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号)		
	(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)		

頁	新	旧	変更内容
	<p>号)</p> <p><u>(75)農薬取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</u></p> <p><u>(76)毒物及び劇物取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)</u></p> <p><u>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 27 年 6 月法律第 50 号)</u></p> <p><u>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月法律第 56 号)</u></p> <p><u>(79)警備業法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)</u></p> <p><u>(80)個人情報の保護に関する法律 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</u></p> <p><u>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</u></p> <p><u>(82)車両制限令 (平成 26 年 5 月改正 政令第 187 号)</u></p> <p><u>(83)道路交通法施行令 (平成 28 年 7 月改正 政令第 258 号)</u></p> <p><u>(84)高压ガス取締法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)</u></p> <p><u>(85)ガス事業法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)</u></p> <p><u>(86)水道法 (平成 26 年 6 月 法律第 69 号)</u></p> <p><u>(87)その他の関係法令等</u></p> <p>2 受注者は、法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>		
			(略)
<p>新:8</p> <p>旧:7</p>	<p><b>1. 1. 13 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が、当社の工事指名競争参加資格 <u>を持つ</u>者である場合には、<u>競争参加停止</u>期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>	<p><b>1. 1. 13 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が、当社の <u>工事</u>指名競争参加資格者である場合には、<u>指名停止</u>期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新	旧	変更内容
新:9 旧:8	<p><b>1. 1. 14 施工体制台帳等</b></p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。</p> <p><u>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</u></p> <p>(3) <u>監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</u></p> <p>(4) <u>一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</u></p> <p>3 <u>第1項</u>の受注者は、国土交通省令に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、<u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出し</u>なければならない。</p> <p>4 <u>第1項</u>の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社及び社印の入った名札等を着用させなければならない。<u>名札は図-1.1を標準とする。</u></p> <div data-bbox="587 871 1068 1113" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者</p> <p style="text-align: center;">氏名 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">工事名 ○○改良工事</p> <p style="text-align: center;">工期 自○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">至○○年○○月○○日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">             写真 2 cm×3 cm 程 度           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">             会社 ◇◇建設株式会社 印           </div> </div> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。            [注2] 所属会社の社印とする。            図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 <u>第1項</u>の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつどすみやかに提出しなければならない。</p>	<p><b>1. 1. 14 施工体制台帳等</b></p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「<del>施工体制台帳に係る書類の提出について</del>」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。</p> <p><del>2</del> 1の受注者は、国土交通省令及び「<del>施工体制台帳に係る書類の提出について</del>」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って各下請負者の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><del>3</del> 前記1の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p> <p><del>4</del> 前記1の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつどすみやかに提出しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
	<p><b>1. 1. 15 監督職員の権限及びその行使</b></p>	<p><b>1. 1. 15 監督職員の権限及びその行使</b></p>	<p>(略)</p>
	<p>4 施行管理員</p> <p>主任監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p>	<p>4 施行管理員</p> <p>主任監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項<del>第2号</del>から<del>第4号</del>に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新	旧	変更内容
<p>新:11 旧:10</p>	<p><b>1. 1. 16 現場代理人及び主任技術者等</b></p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後14日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」により提出しなければならない。</p> <p>3 契約書第10条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第6項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第1項の現場代理人等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第26条の規定によるほか、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 建設業法第26条に規定する者。 なお、「管工事」における主任技術者にあつては、イ又はロに掲げる資格、「機械器具設置工事」における主任技術者にあつては、ハ又はニに掲げる資格を有する者を選定すること。</p> <p>イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、管工事施工管理（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、管工事施工管理（一級）に関する検定種目に合格したもの。</p>	<p><b>1. 1. 16 現場代理人及び主任技術者等</b></p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後14日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」により提出しなければならない。</p> <p>3 契約書第10条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第6項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に<del>一般競争入札における競争参加資格確認資料又は公募型指名競争入札における</del>技術資料（併せて以下「技術資料」という。）を提出した工事にあつては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第1項の現場代理人等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第26条の規定によるほか、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 建設業法第26条に規定する者。 なお、「管工事」における主任技術者にあつては、イ又はロに掲げる資格、「機械器具設置工事」における主任技術者にあつては、ハ又はニに掲げる資格を有する者を選定すること。</p> <p>イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、管工事施工管理（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新	旧	変更内容
	<p>ロ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、技術部門の機械部門、衛生工学部門、又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」又は「衛生工学」としたものに限る。）に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者</p> <p>ハ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、機械器具設置工事業に係る技術者で、かつ、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者。</p> <p>ニ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、技術部門の機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」としたものに限る。）に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者。</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、「管工事」にあつては、監理技術者資格者証（管工事）を有する者、「機械器具設置工事」にあつては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事）を有する者であること。</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められた時は、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第2項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者（当該場所においてその実施を統括管理する者）</p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	<p>ただし、大規模工事のときは、管工事施工管理（一級）に関する検定種目に合格したもの。</p> <p>ロ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、技術部門の機械部門、衛生工学部門、又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」又は「衛生工学」としたものに限る。）に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者</p> <p>ハ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、機械器具設置工事業に係る技術者で、かつ、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者。</p> <p>ニ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、技術部門の機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」としたものに限る。）に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者。</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、「管工事」にあつては、監理技術者資格者証（管工事）を有する者、「機械器具設置工事」にあつては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事）を有する者であること。</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められた時は、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第2項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者（当該場所においてその実施を統括管理する者）</p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	

頁	新	旧	変更内容
			(略)
新:14 旧:13	<p><b>1. 1. 20 作業日及び時間帯</b></p> <p>1 受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、夜間、土曜日、日曜日、<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u>、及び<u>年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間に作業を行ってはならない。</u>やむを得ず作業を行う必要がある場合は、1.4.11に定める「工事週報・立会検査願」により提出しなければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りではない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路を規制して施工する場合の作業日及び時間帯について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p><b>1. 1. 20 作業日及び時間帯</b></p> <p>1 受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、夜間、土曜、日曜、祝日 <del>(<u>振替休日を含む。</u>)</del>及び12月29日から翌年1月3日までの<u>期間</u>に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、1.4.11に定める「工事週報・立会検査願」により提出しなければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りではない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路を規制して施工する場合の作業日及び時間帯について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	変更
			(略)
	<p><b>1. 1. 29 工事のしゅん功</b></p> <p>1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第31条第1項の規定により、直ちにしゅん功通知書を提出しなければならない。</p> <p>2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了し、しゅん功図書については電子納品等運用ガイドラインに基づき完了していること。</p> <p>イ 契約書（写し）及び工事請負現場説明書（写し）</p> <p>ロ 金額を記載しない設計書（写し）及び図面</p> <p>ハ 施工計画書、作業計画書及び実施工程表</p> <p>ニ 工事打合せ簿</p> <p>ホ 工事週報</p> <p>ヘ 材料検査に関する書類</p> <p>ト 支給材料及び貸与品に関する書類</p> <p>チ 機器承諾図</p> <p>リ 設計計算書</p> <p>ヌ 現場検査カード</p> <p>ル 工事写真</p> <p>ヲ しゅん功図書</p> <p>ワ 工事完了明細報告書</p> <p>カ <u>「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」（首都高速道路株式会社 平成22年7月制定）に基づき作成した管理カード</u></p> <p>ヨ その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p><b>1. 1. 29 工事のしゅん功</b></p> <p>1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第31条第1項の規定により、直ちにしゅん功通知書を提出しなければならない。</p> <p>2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了し、しゅん功図書については電子納品等運用ガイドラインに基づき完了していること。</p> <p>イ 契約書（写し）及び工事請負現場説明書（写し）</p> <p>ロ 金額を記載しない設計書（写し）及び図面</p> <p>ハ 施工計画書、作業計画書及び実施工程表</p> <p>ニ 工事打合せ簿</p> <p>ホ 工事週報</p> <p>ヘ 材料検査に関する書類</p> <p>ト 支給材料及び貸与品に関する書類</p> <p>チ 機器承諾図</p> <p>リ 設計計算書</p> <p>ヌ 現場検査カード</p> <p>ル 工事写真</p> <p>ヲ しゅん功図書</p> <p>ワ 工事完了明細報告書</p> <p>カ その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	追加
			(略)

頁	新	旧	変更内容																
新:20 旧:18	<p><b>1. 1. 36 コリنز (CORINS) への登録</b></p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報 <u>サービス (コリنز)</u> に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「<u>登録のための確認のお願い</u>」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、工事完成後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き</u>10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p><u>登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</u></p> <p><u>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u></p> <p><u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを直ちに提出しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</u></p>	<p><b>1. 1. 36 工事カルテの作成及び登録</b></p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報 <del>システム (CORINS)</del> に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「<del>工事カルテ</del>」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。<del>また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</del></p>	<p><u>変更</u></p>																
新:20 旧:19	<p><b>1. 1. 37 建設副産物</b></p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達 平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日）、建設汚泥の再利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。</p> <p><u>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する工事のうち、当該工事が一定規模以上の工事(表-1.1)の場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</u></p> <p>表-1.1 一定規模以上の工事</p> <table border="1" data-bbox="249 1766 1359 2009"> <tr> <td>再生資源利用計画（実施書）の作成</td> <td>再生資源利用促進計画（実施書）の作成</td> </tr> <tr> <td>次の建設資材を搬入する工事</td> <td>次の副産物を搬出する工事</td> </tr> <tr> <td>1. 土砂 ……………1,000m<sup>3</sup>以上</td> <td>1. 土砂 ……………1,000m<sup>3</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>2. 砕石 ……………500t以上</td> <td>2. <u>コンクリート塊</u> <u>アスファルト・コンクリート塊</u></td> </tr> </table>	再生資源利用計画（実施書）の作成	再生資源利用促進計画（実施書）の作成	次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事	1. 土砂 ……………1,000m <sup>3</sup> 以上	1. 土砂 ……………1,000m <sup>3</sup> 以上	2. 砕石 ……………500t以上	2. <u>コンクリート塊</u> <u>アスファルト・コンクリート塊</u>	<p><b>1. 1. 37 建設副産物</b></p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達 平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日）、建設汚泥の再利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。</p> <p><del>3 受注者は、当該工事が一定規模以上の工事(表-1.1)の場合には、工事着手に先立ち、「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS入力システム」(以下、「CREDAS入力システム」という)を使用して、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、<del>1.4.3</del>で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後速やかに再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及び <u>CREDAS 入力システム</u> で作成したデータを提出しなければならない。</del></p> <p>表-1.1 一定規模以上の工事</p> <table border="1" data-bbox="1386 1766 2496 2009"> <tr> <td>再生資源利用計画（実施書）の作成</td> <td>再生資源利用促進計画（実施書）の作成</td> </tr> <tr> <td>次の建設資材を搬入する工事</td> <td>次の副産物を搬出する工事</td> </tr> <tr> <td>1. 土砂 ……………1,000m<sup>3</sup>以上</td> <td>1. 土砂 ……………1,000m<sup>3</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>2. 砕石 ……………500t以上</td> <td>2. <del>コンクリート塊</del> <u>アスファルト・コンクリート塊</u></td> </tr> </table>	再生資源利用計画（実施書）の作成	再生資源利用促進計画（実施書）の作成	次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事	1. 土砂 ……………1,000m <sup>3</sup> 以上	1. 土砂 ……………1,000m <sup>3</sup> 以上	2. 砕石 ……………500t以上	2. <del>コンクリート塊</del> <u>アスファルト・コンクリート塊</u>	<p><u>変更</u></p>
再生資源利用計画（実施書）の作成	再生資源利用促進計画（実施書）の作成																		
次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事																		
1. 土砂 ……………1,000m <sup>3</sup> 以上	1. 土砂 ……………1,000m <sup>3</sup> 以上																		
2. 砕石 ……………500t以上	2. <u>コンクリート塊</u> <u>アスファルト・コンクリート塊</u>																		
再生資源利用計画（実施書）の作成	再生資源利用促進計画（実施書）の作成																		
次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事																		
1. 土砂 ……………1,000m <sup>3</sup> 以上	1. 土砂 ……………1,000m <sup>3</sup> 以上																		
2. 砕石 ……………500t以上	2. <del>コンクリート塊</del> <u>アスファルト・コンクリート塊</u>																		



頁	新		旧		変更内容
	<p>上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200 t 以上</p>	<p>建設発生木材 建設汚泥 建設混合廃</p> <p>} 合計 200 t 以上</p>	<p>上 3. 加熱アスファルト混合物 ……200 t 以 上</p>	<p>建設発生木材 建設汚泥 建設混合廃棄物</p> <p>合計 200 t 以上</p>	
	<p><u>7</u> 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。 <u>なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</u></p> <p><u>8</u> 受注者は、「<u>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</u>」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。</p>		<p><del>4</del> 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。</p> <p><del>5</del> 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 <del>(平成12年5月法律第104号)</del> <del>第10</del>条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。</p>		

新:21  
旧:20

### 1. 1. 38 過積載等の防止

1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に搬送計画を記載しなければならない。

2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

3 受注者は、土砂、資材等の運搬に当たっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。
- (2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不法表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不法表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (9) 下請負契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。

### 1. 1. 38 過積載等の防止

1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法 ~~(昭和42年法律第131号)~~ 及び「車両制限令」 ~~(昭和36年政令第265号)~~ に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に搬送計画を記載しなければならない。 ~~なお、「車両制限令」(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める制限を超えて工事用資材及び機械等を運搬する場合は、道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2の許可を受けるものとする。~~

~~2~~ 受注者は、土砂、資材等の運搬に当たっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。
- (2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不法表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不法表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (9) 下請負契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。

変更

頁	新	旧	変更内容
			(略)
新:23 旧:21	<p><b>1. 2. 1 設計書等の照査</b></p> <p>1 受注者は、工事の着工前に、設備計算書、図面及び材料計算書（以下「計算書等」という。）<u>について、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の</u>照査を行わなければならない。</p> <p>ただし、実施設計付き工事における実施設計の照査は、設計共通仕様書（施設編）によるものとする。</p> <p>2 前項の計算書等の照査の範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 設備計算書（負荷計算書、容量計算書等）</p> <p>イ 設備計算書と設計条件との照合</p> <p>ロ 負荷、容量、損失及び強度計算等の照査</p> <p>(2) 図面</p> <p>イ 図面と仕様書及び設備計算書との照合</p> <p>ロ 図面と既存構造物等との照合</p> <p>ハ 機能及び適法性の照査</p> <p>ニ 図面と関係工事との取合いの照査</p> <p>(3) 材料計算書</p> <p>イ 数値と図面との照合</p> <p>ロ 計算の照査</p> <p>ハ 金額を記載しない設計書との照合</p> <p>3 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図（もしくは電子データ）を貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。</p>	<p><b>1. 2. 1 設計書等の照査</b></p> <p>1 受注者は、工事の着工前に、設備計算書、図面及び材料計算書（以下「計算書等」という。）の照査を行わなければならない。</p> <p>ただし、実施設計付き工事における実施設計の照査は、設計共通仕様書（施設編）によるものとする。</p> <p>2 前項の計算書等の照査の範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 設備計算書（負荷計算書、容量計算書等）</p> <p>イ 設備計算書と設計条件との照合</p> <p>ロ 負荷、容量、損失及び強度計算等の照査</p> <p>(2) 図面</p> <p>イ 図面と仕様書及び設備計算書との照合</p> <p>ロ 図面と既存構造物等との照合</p> <p>ハ 機能及び適法性の照査</p> <p>ニ 図面と関係工事との取合いの照査</p> <p>(3) 材料計算書</p> <p>イ 数値と図面との照合</p> <p>ロ 計算の照査</p> <p>ハ 金額を記載しない設計書との照合</p> <p>3 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図（もしくは電子データ）を貸与することができる。ただし、<del>共通仕様書その他</del>各種要領等<del>販売されているもの</del>については、受注者が備えるものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新	旧	変更内容
			(略)
新:24 旧:22	<p><b>1. 2. 3 計算書等照査報告書及び照査表</b></p> <p>受注者は、<u>1.2.1により行った</u>計算書等の照査について作業内容等の結果をまとめ、「計算書等照査報告書」及び「計算書等照査表」を提出し、監督職員の確認を求めなければならない。また、<u>契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。</u></p> <p><u>なお、確認できる資料とは、設計図との対比図、施工図等を含むものとする。また、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。</u></p> <p><u>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</u></p>	<p><b>1. 2. 3 計算書等照査報告書及び照査表</b></p> <p>受注者は、計算書等の照査について作業内容等の結果をまとめ、「計算書等照査報告書」及び「計算書等照査表」を提出し、監督職員の確認を求めなければならない。また、<del>受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があつた場合は、これに従わなければならない。</del></p>	変更
			(略)
	<b>第4節 施工管理</b>	<b>第4節 施工管理</b>	
			(略)
新:25 旧:23	<p><b>1. 4. 2 実施工程表</b></p> <p>1 受注者は、契約書第3条第1項の規定により提出した工事工程表に基づき、より詳細な実施工程表をネットワーク手法により作成し、<u>施工計画書を提出する前に</u>監督職員の承諾を得なくてはならない。ただし、監督職員が特に認めた工事については、バーチャート手法によることができるものとする。</p> <p>2 受注者は、工事工程に変更が生じたときには、前項の規定に基づき変更実施工程表を作成し、<u>変更施工計画書を提出する前に</u>監督職員の承諾を得なくてはならない。</p> <p><u>3 受注者は、実施工程表の中に中間検査の予定時期を明記すること。その際、原則として当初の請負代金額が1億円以上の工事では中間検査を2回以上計画すること。また、工期中に構造物が完成し供用を図る場合には事前に検査（中間検査または一部しゅん功検査）を受けるよう計画すること。なお、中間検査の予定時期のみ変更となった場合にあっては変更実施工程表の提出は必要ない。</u></p>	<p><b>1. 4. 2 工事実施工程表</b></p> <p>1 受注者は、契約書第3条第1項の規定により提出した工事工程表に基づき、より詳細な実施工程表をネットワーク手法により作成し、監督職員の承諾を得なくてはならない。ただし、監督職員が特に認めた工事については、バーチャート手法によることができるものとする。</p> <p>2 受注者は、工事工程に変更が生じたときには、前項の規定に基づき変更実施工程表を作成し、監督職員の承諾を得なくてはならない。</p>	変更

新:25  
旧:23

### 1. 4. 3 施工計画書

1 受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 実施工程表  
(事前に 1.4.2 により、主任監督員の承諾を得ること。)
- (3) 現場組織
- (4) 緊急時の体制
- (5) 仮設備計画
- (6) 保安設備
- (7) 使用材料（品名、規格、製造業者名、適合規格を記載する。）  
適合規格については、設計図書、土木材料共通仕様書及び JIS 規格番号を明記する。
- (8) 主要機械
- (9) 施工計画
- (10) 搬送計画
- (11) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画
- (12) 環境対策
- (13) 安全衛生管理（リスクアセスメント実施計画も記載する。）
- (14) 防災対策計画
- (15) 社内検査体制  
(工種ごとの検査責任者及び検査項目も記載する。)
- (16) 品質出来形管理体制
- (17) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画  
(1.1.39 第 3 項で規定する工事に該当する場合)
- (18) 建設廃棄物処理計画
- (19) その他必要と認められる事項（ETC 業務用カードの管理等）

2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差込むこと。併せて、作業計画書を差込んだことがわかるよう整理すること。

3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書又は変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。

### 1. 4. 3 施工計画書

1 受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 実施工程表  
(事前に 1.4.2 により、主任監督員の承諾を得ること。)
- (3) 現場組織
- (4) 緊急時の体制
- (5) 仮設備計画
- (6) 保安設備
- (7) 使用材料（品名、規格、製造業者名、適合規格を記載する。）  
適合規格については、設計図書、土木材料共通仕様書及び JIS 規格番号を明記する。
- (8) 主要機械
- (9) 施工計画
- (10) 搬送計画
- (11) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画
- (12) 環境対策
- (13) 安全衛生管理（リスクアセスメント実施計画も記載する。）
- (14) 防災対策計画
- (15) 社内検査体制  
(工種ごとの検査責任者及び検査項目も記載する。)
- (16) 品質出来形管理体制
- (17) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画  
(1.1.39 第 3 項で規定する工事に該当する場合)
- (18) 建設廃棄物処理計画
- (19) その他必要と認められる事項（~~業務用~~ETCカードの管理等）

2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差込むこと。併せて、作業計画書を差込んだことがわかるよう整理すること。

3 受注者は、各工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書又は変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。

変更

頁	新	旧	変更内容
			(略)
新:27 旧:25	<p><b>1. 4. 5 施工法の承諾</b></p> <p><u>1</u> 受注者は、設計図書において材料の使用又は施工法等に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、「材料使用（施工法）承諾申請書」を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p><u>2</u> 受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督職員と協議の上、ICT等を活用することができる。この場合、活用の内容について、「施工計画書」もしくは「作業計画書」に記載しなければならない。</p>	<p><b>1. 4. 5 施工法の承諾</b></p> <p>受注者は、設計図書において材料の使用又は施工法等に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、「材料使用（施工法）承諾申請書」を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	追加
			(略)
新:27 旧:25	<p><b>1. 4. 6 作業計画書</b></p> <p>1 受注者は、設計図書に定められているとき、<u>または監督職員からの指示があった場合には</u>、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>(1) 施工体制</p> <p>(2) 作業工程</p> <p>(3) 施工方法（施工順序及び施工範囲含む）</p> <p>(4) 使用材料</p> <p>(5) 機械器具類</p> <p>(6) 品質及び施工管理計画（社内検査体制含む）</p> <p>(7) その他各節に特に定める事項等</p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に<u>変更に関する事項について</u>「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</p> <p><u>4</u> 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差込むこと。</p>	<p><b>1. 4. 6 作業計画書</b></p> <p>1 受注者は、設計図書に定められているときは、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>(1) 施工体制</p> <p>(2) 作業工程</p> <p>(3) 施工方法（施工順序及び施工範囲含む）</p> <p>(4) 使用材料</p> <p>(5) 機械器具類</p> <p>(6) 品質及び施工管理計画（社内検査体制含む）</p> <p>(7) その他各節に特に定める事項等</p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p><del>3</del> 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差込むこと。</p>	変更

頁	新	旧	変更内容
	<p><b>1. 4. 7 施 工</b></p> <p>1 受注者は、施工計画書及び作業計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに工事打合せ簿にその内容を記載して報告し、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、首都高速道路上にあつては「道路工事等協議書」に従い工事を施工し、高速道路外の道路にあつては、工事等の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び「<u>道路使用許可申請書</u>」による所轄警察署の許可を受け、かつ、その回答及び許可条件を遵守して工事を施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、首都高速道路上において工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事開始時及び工事終了時並びに降雨その他の事由により工事を中止するときは、速やかにその旨を連絡しなければならない。</p> <p><u>6 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。</u></p>	<p><b>1. 4. 7 施 工</b></p> <p>1 受注者は、施工計画書及び作業計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに工事打合せ簿にその内容を記載して報告し、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、首都高速道路上にあつては「道路工事等協議書」に従い工事を施工し、高速道路外の道路にあつては、工事等の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び許可条件を遵守して工事を施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、首都高速道路上において工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事開始時及び工事終了時並びに降雨その他の事由により工事を中止するときは、速やかにその旨を連絡しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>新:28 旧:26</p>	<p><b>1. 4. 8 ETC 業務用カードの貸与</b></p> <p>1 受注者は、維持、修繕工事等（新設又は改築については、首都高速道路の工事で、供用中の首都高速道路を通行しなければ施行が困難な工事に限る。）のため、首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則として ETC 業務用 <u>カード</u> によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要な ETC 業務用 <u>カード</u> については、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。</p> <p>3 受注者は、ETC 車載器を自らの負担により設置しなければならない。</p> <p>4 受注者は、貸付を受けた ETC 業務用カード 1 枚毎に、毎月末に「使用報告書」を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。</p> <p>5 受注者は、ETC 業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>6 受注者は、受注者の責による ETC 業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。</p> <p>7 受注者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与された ETC 業務用カードを使って ICCR 方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。</p>	<p><b>1. 4. 8 ETC 業務用カードの貸与</b></p> <p>1 受注者は、維持、修繕工事等（新設又は改築については、首都高速道路の工事で、供用中の首都高速道路を通行しなければ施行が困難な工事に限る。）のため、首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則として ETC 業務用 <del>カード</del> によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要な ETC 業務用 <del>カード</del> については、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。</p> <p>3 受注者は、ETC 車載器を自らの負担により設置しなければならない。</p> <p>4 受注者は、貸付を受けた ETC 業務用カード 1 枚毎に、毎月末に「使用報告書」を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。</p> <p>5 受注者は、ETC 業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>6 受注者は、受注者の責による ETC 業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。</p> <p>7 受注者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与された ETC 業務用カードを使って ICCR 方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。</p>	<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>

頁	新	旧	変更内容
新:28 旧:26	<p><b>1. 4. 1 1 工事週報等</b></p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、<u>しゅん功検査</u>、<u>一部しゅん功検査</u>、<u>中間検査</u>時に確認できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工，工場製作工等の期間<u>は</u>，監督職員<u>の承諾を受けたうえで</u>「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p> <p>3 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに<u>報告</u>しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを提出しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.2第2項の規定により行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、作業日誌，材料受払簿，施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し，監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに，検査時に提出しなければならない。</p>	<p><b>1. 4. 1 1 工事週報等</b></p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、<del>工事検査室</del><u>工事検査課による</u>検査時に確認できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工，工場製作工等の期間<del>で</del>，監督職員<u>が認め</u><del>た</del><u>工事につ</u><del>いては</del>，「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p> <p>3 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに<u>報告</u>しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを提出しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.2第2項の規定により行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、作業日誌，材料受払簿，施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し，監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに，検査時に提出しなければならない。</p>	変更
			(略)
新:29 旧:27	<p><b>1. 4. 1 3 作業用機械の選定等</b></p> <p>1 受注者は、工事に使用する作業用機械の選定，使用等について，設計図書により機械が指定されている場合には，これに適合した機械を使用しなければならない。ただし，条件のよい機械がある場合には，監督職員の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2 受注者は，<u>「騒音規制法」</u>第14条及び<u>「振動規制法」</u>第14条に基づき，区市に届出を行ったときは，速やかに報告しなければならない。</p> <p>3 受注者は，作業用機械の操作，組立又は解体に当たっては，安全に配慮し，その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>1. 4. 1 3 作業用機械の選定等</b></p> <p>1 受注者は，<del>機械設備</del>工事に使用する作業用機械の選定，使用等について，設計図書により機械が指定されている場合には，これに適合した機械を使用しなければならない。ただし，条件のよい機械がある場合には，監督職員の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2 受注者は，騒音規制法第14条及び振動規制法第14条に基づき，区市に届出を行ったときは，速やかに報告しなければならない。</p> <p>3 受注者は，作業用機械の操作，組立又は解体に当たっては，安全に配慮し，その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	変更



新:29  
旧:27

#### 1. 4. 1 4 環境保全

1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9 の規定に従い対応しなければならない。

3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提示しなければならない。

4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第 1 編（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 1. 4. 1 4 環境保全

1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに報告し、監督職員から指示があったときは、それに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9 の規定に従い対応しなければならない。

3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提示しなければならない。

変更

頁	新	旧	変更内容
	<p><u>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</u></p> <p><u>8 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</u></p> <p><u>9 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</u></p> <p><u>(1)グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</u></p> <p><u>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</u></p>		
			(略)

頁	新	旧	変更内容
新:32 旧:28	<p><b>1. 4. 1 6 支給材料及び貸与品</b></p> <p>支給材料及び貸与品については、契約書第 15 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、支給材料又は貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(6) 受注者は、毎月 5 日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与共通仕様書の規定によらなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</p>	<p><b>1. 4. 1 6 支給材料及び貸与品</b></p> <p>支給材料及び貸与品については、契約書第 15 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、支給材料又は貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(6) 受注者は、毎月 5 日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の「<del>土木工事共通仕様書</del>」<b>機械器具貸与共通仕様書</b>の規定によらなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</p>	変更
			(略)
新:33 旧:29	<p><b>第 5 節 安全衛生管理</b></p> <p><b>1. 5. 1 一般</b></p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）<u>や騒音障害防止のためのガイドライン(労働省 平成 4 年 10 月)</u>を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全衛生管理指針（以下「土木工事安全衛生管理指針」という。）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成 17 年 3 月 31 日改正）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水</p>	<p><b>第 5 節 安全衛生管理</b></p> <p><b>1. 5. 1 一般</b></p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全衛生管理指針（以下「土木工事安全衛生管理指針」という。）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成 17 年 3 月 31 日改正）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはなら</p>	変更

頁	新	旧	変更内容
	<p>陸交通の支障となる行為，又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は，工事現場の<u>現場環境改善</u>を図るため，現場事務所，作業員宿舎，休憩所又は作業環境等の改善を行い，快適な職場を形成するとともに，地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p>	<p>ない。</p> <p>3 受注者は，工事現場の<del>イメージアップ</del>を図るため，現場事務所，作業員宿舎，休憩所又は作業環境等の改善を行い，快適な職場を形成するとともに，地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p>	
<p>新:33 旧:30</p>	<p><b>1. 5. 2 総括安全衛生監理者，統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</b></p> <p>1 受注者は，1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者，統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し，安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は，現場に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は，次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し，施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は，統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し，安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は，現場に常駐し，労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか，次に掲げる業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で，安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は，直ちに処置し，その結果を報告すること。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは，直ちに付近住民，一般通行人その他の第三者及び必要があるときは，労働者等を工事現場周辺から退去させ，報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は，現場に常駐し，労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか，次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>なお，元方安全衛生管理者は，他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1) 工事を進める上で，安全衛生管理に関する改善等を行う場合は，統括安全衛生責任者と連絡を密にして，速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について，安全衛生管理日誌を毎日作成し，監督職員が請求した場合及び<u>しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査</u>時に提示すること。提示のみを義務づけるが，納品は不要とする。なお，様式については，当社で定めるものを標準とするが，受注者が標準ではない様式を希望する場合には，予め施工計画書にその様式を添付し，監督職員の承諾を得ることにより，標準の様式に代えることができるものとする。</p>	<p><b>1. 5. 2 総括安全衛生監理者，統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</b></p> <p>1 受注者は，1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者，統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し，安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は，現場に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は，次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し，施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は，統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し，安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は，現場に常駐し，労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか，次に掲げる業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で，安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は，直ちに処置し，その結果を報告すること。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは，直ちに付近住民，一般通行人その他の第三者及び必要があるときは，労働者等を工事現場周辺から退去させ，報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は，現場に常駐し，労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか，次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>なお，元方安全衛生管理者は，他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1) 工事を進める上で，安全衛生管理に関する改善等を行う場合は，統括安全衛生責任者と連絡を密にして，速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について，安全衛生管理日誌を毎日作成し，監督職員が請求した場合及び<del>工事検査室工事検査課による</del>検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが，納品は不要とする。なお，様式については，当社で定めるものを標準とするが，受注者が標準ではない様式を希望する場合には，予め施工計画書にその様式を添付し，監督職員の承諾を得ることにより，標準の様式に代えることができるものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>



頁	新															旧	変更内容
		担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	<p>○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる</p> <p>△：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる</p> <p>×：兼任できない</p>	
<p>○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる</p> <p>△：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる</p> <p>×：兼任できない</p>																	